

学校評議員制度・学校運営協議会制度・学校支援地域本部の違い

	学校評議員制度	学校運営協議会制度	学校支援地域本部
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	地域住民が、学校の支援を行うもので、これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。
設置	任意設置	任意設置	任意設置
位置付け	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。	学校の運営について、教育委員会の下部組織として、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	地域住民等のボランティアの集まりで任意団体である。
法令上の根拠	「学校教育法施行規則」第49条	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5	(法的な措置はない)
	平成12年4月1日施行	平成16年9月9日施行	
	学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。	教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。	

	学校評議員制度	学校運営協議会制度	学校支援地域本部
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するもの	地域の住民・保護者 その他教育委員会が必要と認める者	<p>【地域教育協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者及び地域の代表者（校長や教職員、コーディネーターやボランティア代表、PTA関係者、公民館館長等社会教育関係者、自治会等地域の関係者等） <p>【地域コーディネーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域の実情に精通する者で、ボランティアの活動の連絡調整を行う。 <p>【学校支援ボランティア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援活動に参加する地域住民のボランティア <p>(法的な措置はないため、特に資格要件等を定めたものはない。)</p>
(任命)	校長が推薦し、設置者が委嘱	教育委員会が任命 *委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員	
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。	以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。	学校管理下の教育活動の支援 【例】 学習支援、部活動指導、校内の環境整備、子どもの安全確保、学校行事等の支援
	学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。		
学校数	全国で36,075校 (全公立学校の86.5%) (平成21年3月末日現在) ※類似制度を含む	全国で629校 (平成22年4月1日現在)	全国2,528本部、 8,507校(平成22年4月現在)